

議案第 51 号

鎌倉市恩給条例及び鎌倉市消防団員等公務災害  
補償条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市恩給条例及び鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成20年12月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

国民生活金融公庫の解散に伴い、規定の整備を行おうとするもの  
である。

鎌倉市恩給条例及び鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例

(恩給条例の一部改正)

第1条 鎌倉市恩給条例(昭和24年8月条例第58号)の一部を次のように改正する。

第14条ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 鎌倉市消防団員等公務災害補償条例(平成13年7月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。